

平成 28 年度定期監査及び財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
<p>1 領収書の首標金額の訂正を行っていた。 【保健福祉部：健康推進グループ】</p>	<p>現金取扱員においては、誤りのないよう留意する。また、現金出納員による確認の際にも誤りのないよう確認する。</p>
<p>2 登別市事務決裁規程では、報酬の 30 万円以上の支出負担行為は部長専決となっているが、総括主幹決裁となっていた。 【保健福祉部：高齢介護グループ】</p>	<p>指摘のありました支出負担行為書につきましては、部長までの決裁をもらい是正した。 今後、事務決裁規程による専決権限についてグループ内で確認を行い、十分注意し事務を執り行った。</p>
<p>3 登別市事務決裁規程では、扶助費の 30 万円以上の支出負担行為は部長専決となっているが、総括主幹決裁となっていた。 【保健福祉部：障がい福祉グループ】</p>	<p>監査結果の指摘後、速やかに当該支出負担行為書の是正を行った。 今後においては、専決の重要性を再認識するため事務決裁規程による専決権限に関する職場内研修を実施し、適正な事務処理について周知徹底を図った。</p>
<p>4 登別市事務決裁規程では、光熱水費の 30 万円以上の支出負担行為は部長専決となっているが総括主幹決裁となっていたものが 2 件あった。 【都市整備部：水道グループ】</p>	<p>支出負担行為の起案日、決裁日及び決裁権者については、事務決裁規程の規定に基づく対象となる支出の内容に応じた運用が必要となる。 指摘事項については、支出負担行為起案の際にこれらの運用についてその都度確認をしつつ、起案を進めていくこととし、担当職員に対し今後適正な事務を執行するよう周知を行った。</p>
<p>5 領収書の首標金額の訂正を行っていた。 【都市整備部：水道グループ】</p>	<p>領収書における首標金額の誤りについては、誤記箇所の訂正でなく該当の伝票全体に×を記入し、担当者押印の上「誤記抹消」と記載してその伝票は使用せず、別の伝票に新しく書き直す運用としている。 指摘事項については当該運用を再度確認し、担当職員に対し今後適正な事務を執行するよう周知を行った。 またこれと併せて従前より行っている使用済み領収書の複数名によるチェックを再度徹底するよう体制を確認した。</p>

監 査 報 告 の 内 容	講 じ た 措 置
<p>6 登別市事務決裁規程では、資金前渡の請求及び精算の決定については部長専決となっているが次長決裁となっていた。</p> <p>【消防：警備グループ】</p>	<p>専決の重要性を再確認するとともに、事務決裁規程による専決権限に十分留意し、事務の改善を行う。</p>
<p>7 支出負担行為書の決裁欄がすべて押印漏れとなっていた。</p> <p>【消防：警備グループ】</p>	<p>各担当で再度事務処理の徹底を行い、押印漏れがないよう確認する。</p>
<p>8 登別市事務決裁規程では、資金前渡の請求及び精算の決定については部長専決となっているが、次長決裁となっていたものが2件あった。</p> <p>【教育委員会：教育総務グループ】</p>	<p>登別市事務決裁規程に基づいて専決者の決裁を了した。</p> <p>今後は安易な思い込みで決裁区分を判断することをせず、登別市事務決裁規程を確認したうえで伝票等の作成を行うことを徹底するよう、グループ全体に周知したところである。</p>